

## 鹿 児 島 県 公 報

平成24年 8 月 7 日（火）第2827号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）  
定価 送料共1箇月2,650円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- |                        |              |   |
|------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定施業要件の変更（2件）     | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定に係る通知の掲示        | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○肥料の登録の有効期間の更新         | （食の安全推進課取扱い） | 2 |
| ○土地改良区の役員の住所の変更の届出     | （農地整備課取扱い）   | 3 |
| ○道路の供用の開始              | （道路維持課取扱い）   | 3 |
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除        | （砂防課取扱い）     | 3 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定の解除      | （砂防課取扱い）     | 3 |
| ○土砂災害警戒区域の指定           | （砂防課取扱い）     | 4 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定         | （砂防課取扱い）     | 4 |
| ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 | （大隅地域振興局取扱い） | 4 |

## 公 告

- |                                  |            |   |
|----------------------------------|------------|---|
| ○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 | （商工政策課取扱い） | 4 |
| ○一般競争入札公告                        | （管財課取扱い）   | 6 |

## 公 安 委 員 会 告 示

- |               |            |   |
|---------------|------------|---|
| ○遊技機の型式の検定の告示 | （生活環境課取扱い） | 9 |
|---------------|------------|---|

## 公 安 委 員 会 公 告

- |                    |              |   |
|--------------------|--------------|---|
| ○警備業施設警備業務1級検定実施公告 | （生活安全企画課取扱い） | 9 |
|--------------------|--------------|---|

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 912 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
垂水市新城字溜池3955番1, 3956番
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第913号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
肝属郡錦江町神川字向平83番3, 字宇都ノ前91番, 田代川原字辺志切2259番, 2264番, 2266番1, 2274番1, 2283番, 字坂元3316番, 字原沢4594番1, 田代麓字前尾4441番ロ
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第914号**

平成24年 7 月 3 日鹿児島県告示第786号で保安林として指定した森林に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を長島町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不分明な者の氏名  
横山浩郁, 横山浩哉
- 2 通知の要旨
  - (1) 保安林の所在場所  
出水郡長島町獅子島字前田2365番
  - (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

**鹿児島県告示第915号**

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成24年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1132号	平成30年7月7日	魚かす粉末	かごしま万能魚粉	窒素全量 8.0 りん酸全量10.0	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	鹿児島市城南町37番地

## 鹿児島県告示第916号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、喜界土地改良区の役員の住所の変更について次のとおり届出があった。

平成24年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

変更前

監事 福井長次郎 大島郡喜界町大字湾310番地

変更後

監事 福井長次郎 大島郡喜界町大字湾558番地 4

## 鹿児島県告示第917号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年 8 月 7 日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島川辺線	南九州市川辺町神殿字古殿堀161番1地先から同市川辺町野崎字馬場田4234番1地先まで	平成24年 8月8日

## 鹿児島県告示第918号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成24年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	さつま町	急・旧寺山2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第919号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成24年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	さつま町	急・旧寺山2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第920号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成24年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	さつま町	急・旧寺山2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第921号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成24年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	さつま町	急・旧寺山2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

**大隅地域振興局告示第23号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成24年 8 月 7 日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こども発達支援センターめぶき園	肝属郡肝付町富山1682番地	社会福祉法人天上会	肝属郡肝付町後田5501番地	野村 碩夫	平成24年5月31日	放課後等デイサービス

**公 告**

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年8月7日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成24年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス上福元店  
鹿児島市上福元町5860番地1

## 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

- (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成24年3月9日
- (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成24年3月9日

## 3 意見の概要

## (1) 交通関係について

ア 開閉店時刻の変更に伴う駐車場の利用時間及び荷さばき施設の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

イ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法について、誘導案内広報、適切な誘導員の配置等により、届出計画を徹底すること。

ウ 店舗敷地及び敷地外駐車場の出入口において、誘導を徹底し、無理な右折入庫等により市道が渋滞しないよう、状況に応じた適正な対応を行うこと。

エ お盆・正月・連休等、来店者による交通量が増加する特異日において、周辺地域への影響対策を行う際は、交通管理者、道路管理者等と連携を図り、適切な対応を行うこと。

オ 施設来店者数、入出庫台数、周辺地域の交通量等定期的な調査を行い、その情報については、行政及び周辺事業所等へも積極的に提供を行うこと。

カ 従業員や店舗利用者へも公共交通機関の利用周知に努めること。

## (2) 駐車場について

ア 駐車場、自動二輪駐車場について、安全面など適切な管理を行うこと。

イ 駐車場85台が確保されているが、利用車両が多く収容できない場合には、別途確保すること。

ウ 身障者用駐車場設置数については、鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに基づき、3台以上確保するよう努めること。

## (3) 建物について

当計画地は、準住居地域及び第1種低層住居専用地域に指定されていることから、建築物の建築に際しては、建築基準法などの関係法令等を遵守すること。また、都市計画道路（御所下和田名線）内で建築を行う場合は、都市計画法第53条に基づく許可が必要となるので注意すること。

## (4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法及び本市環境保全条例に基づく特定施設を設置する場合は事前に届出を行い、規制基準を遵守すること。なお、設置の際には付近の状況に配慮し、適切な設置場所を選定すること。

イ 本市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設（圧縮機、送風機）を有する事業所であることから、規制基準を遵守すること。なお、室外機の設置場所については、付近の状況に配慮し、適切な場所を選定すること。

ウ 看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。

エ 荷さばき作業の時間帯や、配送車・廃棄物収集車等の通行経路・時間帯を考慮し、騒音、振動などで周辺住民・事業所に迷惑をかけないこと。

オ 開発区域の周辺住民・事業者に対して、事前に工事・予定建築物等を十分説明するとともに開発中及び開発後において、苦情の申し立てがあったときは誠意をもって対処すること。

カ 食品加工工場等の汚水についても、グリス阻集器を通して合併処理浄化槽で処理し、敷地外へ排出すること。

キ 廃棄物の適正な処理を行うとともに、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底、資源化の推進を図ること（グリストラップの設置があることから産業廃棄物である廃油又は汚泥と廃油の混合物が排出されると考えられるが、それについての運搬・処理計画が記載されていない）。また、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか確認をして委託する

こと。

ク 廃棄物の収集車両への積込みについては、深夜・早朝の時間帯を避けるなど、騒音・振動等に関して周辺環境への配慮を行うこと。

ケ 廃棄物の保管や収集に伴う悪臭の発生、汚水の外部への流出などがないように留意すること。

コ 3R（リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））に取り組むとともに、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。

サ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に行うこと。

(5) その他

ア 計画の見直し等に伴い、土地の区画形質の変更を行う場合には、開発許可が必要となる場合があるため、計画図を持参の上、本市土地利用調整課に事前に相談すること。

イ 土地の賃借権の設定が権利金を伴うものである場合には、国土利用計画法の届出が必要となるため、契約締結後2週間以内に本市土地利用調整課に届出を行うこと。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年 8 月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

空港照明補用品 7式

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれ

らを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

### 3 入札の方法等

#### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

#### (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

#### (4) 入札書の提出期限

平成24年9月19日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

#### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年9月19日午後2時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室

#### (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成24年9月18日午後1時

### 4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

### 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## 7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 9 最低制限価格

設定しない。

## 10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

## 12 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:  
Aerodrome light Spare goods 7sets
- (2) DELIVERY PERIOD:  
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
11:00 a.m. 19 September 2012
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:



Property Management Division  
 Treasury Bureau  
 Kagoshima Prefectural Government  
 10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
 TEL 099-286-3826  
 FAX 099-286-5643

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第89号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年 8 月 7 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR不二子9AU	株式会社平和	2P0569
ぱちんこ遊技機	CR南国育ちinハワイH2AZ	株式会社平和	2P0655
ぱちんこ遊技機	CR眠狂四郎NR-K	株式会社ニューギン	2P0622
ぱちんこ遊技機	CR眠狂四郎NR-KX	株式会社ニューギン	2P0639
ぱちんこ遊技機	CRコブラM5-TE	株式会社EXCITE	2P0624
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこAKB48V8	京楽産業. 株式会社	2P0670
ぱちんこ遊技機	CR元祖ハロー！プロジェクトFPMZ	株式会社藤商事	2P0729

## 公安委員会公告

### 警備業施設警備業務1級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業施設警備業務1級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成24年 8 月 7 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 1 検定の種別及び級の区分  
施設警備業務1級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時  
平成24年11月8日（木）午前9時から午後5時まで。ただし、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。
  - (2) 実施場所  
宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）
  - (3) 受検定員  
30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者
  - (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

## 4 検定試験の方法及び内容

## (1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
- エ 施設警備業務の管理に関すること。
- オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 施設警備業務の管理に関すること。
- ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 5 検定申請の手続

## (1) 受付の期間及び時間帯

- ア 期間  
平成24年 9 月 25 日（火）から同年 10 月 5 日（金）まで（県の休日を除く。）
- イ 時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

## (2) 提出書類

- ア 検定規則別記様式第 1 号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1 通
- イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通
- エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1 通
- オ 施設警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（3(1)に該当する場合に限る。） 1 通
- カ 施設警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（3(2)に該当する場合に限る。） 1 通

## (3) 申請先及び申請方法

- ア 申請先  
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法  
受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）

## 6 検定手数料

16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）  
なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。

## 7 その他

- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。  
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第 11 条に規定する成績証明書を交付する。

## 8 問合せ先

本検定についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099－206－0110内線3014・3018）に行うこと。